

◇ 介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し【都労連要求】

- 介護休暇、短期の介護休暇、介護時間、介護を行う職員の深夜勤務の制限並びに超過勤務免除及び制限の対象となる要介護者の範囲について見直し
 - ・「配偶者又は二親等内の親族」⇒「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
- 実施時期 令和3年1月1日

◇ 会計年度任用職員の介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し【都労連要求】

- 介護休暇、短期の介護休暇、介護時間、介護を行う職員の深夜勤務の制限並びに超過勤務免除及び制限、介護欠勤の対象となる要介護者の範囲について見直し
 - ・「配偶者又は二親等内の親族」⇒「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
- 実施時期 令和3年1月1日

◇ 会計年度任用職員の子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の見直し【都労連要求】

- 時間を単位とする子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を取得する場合の承認について、1日の勤務時間が4時間以下の場合を除くとする要件を撤廃
- 実施時期 令和3年1月1日

◇ 慶弔休暇（結婚休暇）の特例措置【都労連要求】

- 新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、結婚休暇の始期を令和2年1月1日から同年12月31日までの期間内の日とすることができる職員について、始期を令和3年1月1日から同年12月31日までの期間内の日とできるよう措置
- 実施時期 令和3年1月1日
 - ※会計年度任用職員についても、常勤職員に準じて見直し

◇ 長期勤続休暇の特例措置【都労連要求】

- 新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、長期勤続休暇の取得可能期間の終期が令和2年12月31日の職員について、終期を令和3年12月31日まで延長
- 実施時期 令和3年1月1日

◇ 会計年度任用職員の報酬の特例の見直し【都労連要求】

- 新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、感染症に係る特殊勤務を行った場合に常勤職員の例により支給する特殊勤務手当に相当する報酬について、特例措置の期間を延長
 - ・「令和3年1月31日まで」⇒「令和3年3月31日まで」

◇ インフルエンザ予防接種利用助成の拡充【都労連要求】

- インフルエンザ予防接種の需要が高まることを見据え、利用助成を拡充
 - ・「最大3万人」⇒「最大4万人」

◇ 「人事給与制度に関する改善要求」ほか諸要求の取扱い

- 人事委員会勧告全体を踏まえる必要があることから、引き続き協議

ストライキ批准投票へのご協力ありがとうございました。